

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委 託 業 務 名	東部地域し尿収集運搬業務
委託業務場所	大津市大江一丁目他
概 要	大津市内から排出されるし尿の収集運搬 【収集地域】 上田上、青山、瀬田、瀬田南、瀬田東、瀬田北学区
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	1 6 , 5 6 0 , 1 2 8 円 (年間予定額)
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市大江二丁目 1 番 8 号 共立ビル 2 - A 〔名 称〕 大五産業 株式会社 大津支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業者は、本業務の対象地域において、長期にわたり効率的、安定的にし尿の収集及び運搬業務を行ってきた実績があるとともに、業務を受託するために必要な人員、車両、資機材を有しており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条」に規定する委託の基準を満たしている唯一の業者である。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。